

7 社会福祉法人青森県社会福祉協議会評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

設 置	平成 11 年 3 月 18 日
一部改正	平成 17 年 3 月 18 日
〃	平成 17 年 9 月 15 日
〃	平成 19 年 3 月 15 日
〃	平成 29 年 7 月 18 日
〃	令和 2 年 12 月 10 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会定款第 10 条及び第 26 条の規定により、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の評議員及び役員等（常勤の理事を除く。以下同じ。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 報酬は、次の各号に掲げる役員等が、当該各号の業務に従事した場合に支給するものとし、その額は、日額 9,800 円とする。

- (1) 理事 法人運営の業務（理事会の出席及び会長が別に定める業務を除く。）に当たったとき
- (2) 監事 法人の業務執行状況等の監査業務に当たったとき。
- (3) その他前二号に準ずる者 会長が必要と認める業務に当たったとき。

(費用弁償)

第 3 条 費用の弁償は、評議員及び役員等が、職務のため旅行する場合の旅費とする。

- 2 内国旅行の旅費の種類は、報酬の支給を受ける評議員及び役員等にあつては鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費とし、報酬を支給を受けない役員等にあつては鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 3 旅費の額は、日当及び宿泊料にあつては別表によるものとし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費にあつては県社協の職員の例により計算した額とする。
- 4 前項の日当については、評議員及び役員等が、居住地内において出務した場合又は鉄道 100 キロメートル未満、水路 50 キロメートル未満若しくは陸路 25 キロメートル未満の旅行の場合であっても、その定額（同一県内旅行の場合には、2 分の 1 に相当する額）を支給する。

07 評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

- 5 前3項に定めるもののほか、評議員及び役員等に支給する費用弁償の種類、額、支給方法等については、県社協の職員の旅費支給の例による。

(報酬等の支給方法)

第4条 評議員及び役員等の報酬等は、前条で定める業務に従事した日の属する月の翌月末日までに、通貨で直接評議員及び役員等に支払うものとする。ただし、評議員及び役員等の申し出により、口座振替の方法で支払うことができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成11年3月18日に制定し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月18日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、この規程の施行に日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則 (平成17年9月15日一部改正)

この規程は、平成17年9月16日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日一部改正)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人青森県社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の規定は、この規程の施行日以後に出発する旅行から摘要し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年7月18日一部改正)

- 1 この規程は、平成29年7月18日から施行し、平成29年6月20日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年12月10日から施行する。

〔別表〕（第3条第3項関係）

日 当 (1日につき)	宿泊料（1夜につき）	
	甲地方	乙地方
2,600 円	15,600 円	11,800 円

- 注 1 宿泊料欄中の甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合は、乙地方に宿泊したものとみなす。